

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は月額16610円です。納付書は日本年金機構から送付され、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができ、クレジットカードやインターネットなどを利用して納めることもできます。また、便利な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない方に対して、電話・文書・訪問により早めに納付していただけるようご案内をしています。未納のまま放置されずと督促を行い、指定した期限までに納付がない場合は、延滞金が発生するだけでなく、財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなどで納付が困難な場合は、保険料を免除や猶予する制度がありますので、国保年金課に相談ください。

※保険料を納めてなく、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

☎ 443・1139

国民年金保険料付加年金制度のお知らせ

国民年金保険料付加年金制度は、国民年金保険料に加えて、付加年金保険料(月額400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられ、将来受け取る年金額を増やすことができます。希望する方は申し込みをしてください。

申し込みできる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者

(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予などを受けている期間は、申し込みすることができません。

※国民年金基金に加入している方は、申し込みすることはできません。

申し込みできる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者

(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予などを受けている期間は、申し込みすることができません。

※国民年金基金に加入している方は、申し込みすることはできません。

国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者、65歳以上の方を除く。免除または納付猶予などを受けている期間は、申し込みすることができません。国民年金基金に加入している方は、申し込みすることはできません。

特定健康診査が医療機関でも受けられます

毎年実施している集団健康診査に加え、今年度から医療機関で受ける個別健康診査も選択できるようになります。

※年度内に個別特定健康診査・集団特定健康診査・人間ドックのいずれか1回のみ受けられます。

対象者

八街市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方

実施期間

8月1日(日)～10月31日(日)

(医療機関の休診日を除く)

実施医療機関

市内(50音順)

- ・遠藤内科医院
- ・奥秋内科医院
- ・粕谷内科医院
- ・鈴木クリニック
- ・東葉クリニック八街

(5月1日(土)より予約開始)

健診実施日は、月曜・水曜・金曜日の午後2時～4時

- ・長谷川病院
- ・南八街病院

(5月1日(土)より予約開始)

健診実施日は毎週金曜日午前のみ

- ・八街こどもクリニック
- ・やちまた皮膚科
- ・湯沢クリニック

市外

- ・酒々井虎の門クリニック
- ・千葉しやすい病院

検査項目(集団・個別共通)

- ・問診、質問項目
- ・身体測定
- ・理学的検査(身体診察)
- ・血圧測定
- ・脂質検査
- ・肝機能検査
- ・血糖検査
- ・腎機能検査
- ・貧血検査
- ・尿検査
- ・心電図および眼底検査(医師の判断により実施する検査項目で、実施できない医療機関もあります)

受診方法

実施医療機関に予約をしたうえで、次のものを持参して受診してください。

- ・特定健康診査受診票
- ・(6月末頃発送予定)
- ・八街市国民健康保険証
- ・健診代金(1000円)
- ・尿検査容器

※医療機関の予約方法や開始時期は、受診票に同封する文書でお知らせします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 443・1139

受診方法

実施医療機関に予約をしたうえで、次のものを持参して受診してください。

- ・特定健康診査受診票
- ・(6月末頃発送予定)
- ・八街市国民健康保険証
- ・健診代金(1000円)
- ・尿検査容器

※医療機関の予約方法や開始時期は、受診票に同封する文書でお知らせします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 443・1139

国民健康保険の手続きのご案内

就職や退職、進学などで八街市から他市町村へ住所を変更する際には、国民健康保険の手続きが必要で、国民健康保険をやめるときは国民健康保険と職場の両方の健康保険証をお持ちください。

国民健康保険をやめるときは

国民健康保険と職場の両方の健康保険証をお持ちください。

国民健康保険の手続きのご案内

就職や退職、進学などで八街市から他市町村へ住所を変更する際には、国民健康保険の手続きが必要で、国民健康保険をやめるときは国民健康保険と職場の両方の健康保険証をお持ちください。

手続きに必要なもの(共通)

- ・来庁された方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・世帯主と手続きが必要な方のマイナンバー
- ・委任状(別世帯の方が手続きする場合は)
- ・印かん

進学のために転出する場合は

学生証のコピーまたは在学証明書をお持ちください。

学生であることが条件で、引き続き八街市の国民健康保険が使用できます。

☎ 443・1139

国民健康保険に加入するときは

職場の健康保険をやめたことがわかる証明書も持ちこってください。

5月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

午前・午前10時～11時30分 ※諸事情により開設できない場合があります。

午後・午後2時～3時30分

☎ 484・0110 内線515

①ファミリーマート 八街五方杭店
 ②ランドローム東吉田店
 ③イオン八街店
 ④コメリハード&グリーン 八街中央店
 ⑤カスミ朝日店
 ⑥上砂やすらぎの家
 ⑦文違コミュニティセンター
 ⑧南部老人憩いの家
 ⑨一区コミュニティセンター
 ⑩富山コミュニティセンター
 ⑪泉台区民センター
 ⑫セブイレブン山田台店



記号の見方

- 日時
- 会場
- 内容
- 対象
- 定員
- 費用
- 申し込み
- 締め切り
- 持ち物
- 問い合わせ

FAX 444・0815